

配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金交付要綱

令和 5 年 9 月 2 7 日

5 生 都 平 第 2 3 3 号

生活文化スポーツ局長決定

第 1 通則

配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 2 条の 2 の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助目的及び補助対象事業者

- 1 この補助金は、配偶者暴力被害者支援の一環として加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラム（以下「加害者プログラム」という。）を実施する団体に対して、東京都が事業費の一部を補助することにより、団体の取組を促進して実施事例を積み上げ、得られた加害者プログラムの効果や実施基準等を検証し、ノウハウを蓄積して広く共有することで、加害者プログラムの質を向上させるとともに、実施主体の拡大を目指すことを目的とする。
- 2 補助対象事業者は、法人格を有する民間団体であり、配偶者等暴力対策に関する経験と知見を有し、都内において加害者プログラムを実施する団体（補助金申請年度に実施を予定する団体を含む）（以下「実施団体」という。）とする。
- 3 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - （1）政治活動を主たる目的とする団体
 - （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - （3）法人その他の団体の代表者、役員及び職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第 3 補助事業

この補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、以下のいずれかに該当する事業とする。

- （1）加害者プログラムの実施に係る事業
- （2）加害者プログラムに関する人材育成事業
- （3）加害者プログラムの効果検証

第 4 補助対象経費等

- 1 知事は、実施団体が補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる事業に要する経費を除く。

- 2 補助事業に要する経費の内容、範囲等については、別表に定めるところによる。なお、算定された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第5 交付の申請

補助金の交付を受けようとする実施団体は、以下の書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 所要額調書（別紙1）
- (3) 実施計画書（別紙2）
- (4) 収支予算書（別紙3）
- (5) 誓約書（別紙4）
- (6) 団体に関する概要、活動内容が分かる書類（定款等）
- (7) その他知事が必要と認める書類

第6 交付の決定及び通知

- 1 知事は、第5の規定による交付申請書等の提出があったときは、その内容の確認を行い、審査委員会において別途定める審査基準に基づき審査を行う。当該申請に係る補助事業の目的及び内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、その結果を踏まえ、知事が補助金の交付を決定する。
- 2 知事は、補助金の交付決定を受けた実施団体（以下「補助事業者」という。）に対し、交付決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

第7 申請の撤回

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。
- 2 1の異議は、その旨を書面で知事に提出しなければならない。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付す。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業は、第9に定める期間内に完了しなければならない。この期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。

(5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずる。

(6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

(7) 補助事業者は、第5又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第9 補助事業の実施期間

この補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年2月末日までに完了しなければならない。

第10 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了後、以下の書類（以下「実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金実績報告書（別記様式第3号）
- (2) 精算書（別紙5）
- (3) 事業報告書（別紙6）
- (4) 収支決算書（別紙7）
- (5) その他知事が必要と認める書類

第11 加害者プログラム実施後の効果検証

この補助金の目的を踏まえ、補助事業者は東京都による調査及びフォローアップ等に協力しなければならない。また、補助事業者は、補助事業終了後に東京都が開催する報告会に出席し、取組内容や成果について報告する。

第12 補助金の額の確定

知事は、第10の規定による実績報告書等の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し交付額確定通知書（別記様式第4号）により通知する。

第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内

容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第14 決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の（１）から（８）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （２）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （３）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - （４）本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反したとき。
 - （５）第5又は第10の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
 - （６）補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員及び職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - （７）第8（7）に規定する報告を受けたとき。
 - （８）その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。
- 2 1の規定は、第12の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができる。

第15 補助金の返還

- 1 知事が、第14の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消しに係る補助金を返還しなければならない。

第16 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、第12の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第14 1（１）から（６）までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数

に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第18 違約加算金の計算

知事は、第17 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

第19 延滞金の計算

知事は、第17 2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をする。

第20 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、1の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、1の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第21 財産の管理・処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、当該補助事業者の定める管理規定に基づき、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第22 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第23 その他

知事は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年9月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

① 補助対象経費		② 1 団体当たりの 補助上限額	③ 補助率
第3（1）～（3）の事業の実施に必要な経費のうち、以下に該当する経費		100万円	10／10
費目	内容		
・給料	・受講者の事前面談等に要する経費		
・報酬又は謝礼	・ファシリテーター等人件費		
・使用料及び賃借料	・加害者プログラムを実施するための会場確保に要する経費		
・研修参加費	・加害者プログラムに係る研修企画及び実施に要する経費		
	・加害者プログラムに係る研修参加費		
	・加害者プログラムの効果測定に係る経費		

①補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入を控除した金額と②1団体当たりの補助上限額を比較し、低い方の金額に③の補助率を乗じ、補助金額を算定する。